

「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」にかかる
情報照会への対応について

平成23年1月

1. 第33回世界遺産委員会（平成21年6月、セビリア）における審議結果

情報照会決議（33COM 8B.19）

【決議 2】「ル・コルビュジエの建築と都市計画」（アルゼンチン、ベルギー、フランス、ドイツ、日本、スイス）の推薦について、以下の事項を推薦国に行わせるため、推薦国に対し情報照会を行う。

- (a) 「顕著な普遍的な価値」の証明を強化することにより、20世紀建築と近代建築運動に与えたル・コルビュジエの作品の影響を示す。
- (b) 地形や視覚的要素の関連から緩衝地帯の境界を改善し、また、適切な保護措置を講ずる。
- (c) 管理プロセスに地方当局及び地元コミュニティの参加を得ることを目的としたより明確な方針を所有者に示す管理システム及び計画を設定する。

【決議3】 今後修正される推薦においては、現在提案されている22の構成資産の全てが含まれる必要はない。しかし、提案された資産群に対するいかなる構成資産の追加も新規の推薦が必要とされることを考慮する。

【決議4】 建物と集合住宅に焦点を当てて、資産の適切な保護及び管理の確保のために推薦国間の協力の強化を求める。

【決議5】 推薦国が、ル・コルビュジエの関連資産の所在地間における全体調整の仕組み作りについて、世界遺産一覧表に記載の有無にかかわらず、このための取組を継続することを推奨する。

2. 資産全体としての決議への対応

【決議2a】

- 近代建築運動と20世紀建築への顕著な貢献という点について、資産とその価値属性が世界遺産にふさわしいものであることを証明する論証資料を示し、十分詳しい説明を行った。
- 資産のタイトルを「ル・コルビュジエの建築と都市計画」から「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」に変更した。

- プログラム内容やテーマ別に7つのカテゴリーとしていた資産の提示方法を変更し、建設が決定された年の順とした。
- 各資産が顕著な普遍的価値にどのように貢献するか示した。
- 比較分析の内容を充実させた。
- 資産の各構成要素に関する情報は、資産が連続性のある一貫したものであることを強調するため、第1巻の各章に再編成した。

【決議2b】

- すべての緩衝地帯について再検討を行い、必要に応じて改訂を行った。さまざまなレベルの保護措置を講じ、これに対応する図面を作成した。

【決議2c】

- 各地域の管理計画を再検討し、充実した内容とした。国際・国内・地方の各レベルでの実行計画を策定した。

【決議3】

- 完全性と真正性の基準を踏まえた上で、連続性のある資産の再検討を行い、構成資産数を22から19に絞り込んだ。

【決議4】

- 資産を有する国の同意により設置された国際的な連絡およびモニタリングの手段となる常設会議について記述の補強を行った。
- ル・コルビュジエ作品の修復用資料(図面、研究書、資材)を体系的にまとめ、保存する予定であること、各作品の保存・管理については、文化遺産保護政策と関連して策定される実行計画や各地域の戦略的な整備計画の中で検討される予定であることについて記述した。

【決議5】

- 資産の管理、モニタリング、活用メカニズムを地方、国内、国際レベルで決定し、強化を行った。
- 資産間の連携をコルビュジエ資産協会の創設により強化した。

3. 国立西洋美術館部分の決議への対応

基本的に全体のとりまとめを行うフランスの提案に従い、主に下記の点について対応を行った。

【決議2a】

- OUVの言明やクライテリアのあてはめ等について、フランス政府作成の修正版の確認を行った。
- 日本におけるル・コルビュジエの影響として、前川國男、坂倉準三等の建築家について追記するとともに、丹下建三氏による中東やアジアへの影響について追記した。
- 国立西洋美術館がル・コルビュジエの美術館建築の典型である「無限成長美術館」の基本的な要素が具現化された完成度が高い建築作品であることを示すことにより、その代表例であることを説明した。

【決議2b、2c】

- フランス政府作成のフォーマットに、管理措置に係る法令や今後の活動について記載。
- 国立西洋美術館の本体が重要文化財に指定されて万全の保護措置がとられている旨、改めて記載した。また、新たに美術館の前庭が登録記念物に登録されたことを記載した。
- 緩衝地帯の範囲については前回提出時と変更していないが、景観分析を行い、景観に影響を及ぼす恐れはなく、国立西洋美術館の価値は守られることを確認した。
- 緩衝地帯については、上野公園全体が都市計画法による規制を受けていること、台東区において上野駅東側方面を中心に、景観条例による規制を検討中であることを記載。

【決議5】

- コルビュジエ資産協会に正式会員として東京都が加入。

4. 今後の予定

- | | | |
|-------|----|-----------------------------------|
| 平成23年 | 1月 | フランスが代表してユネスコ世界遺産センターへ情報照会対応文書を提出 |
| | 5月 | イコモス勧告 |
| | 6月 | 第35回世界遺産委員会(バーレーン)で審査 |